

長瀬地区会議 設立総会次第

平成 28 年 11 月 28 日 (月) 午後 7 時
場所 下長瀬コミュニティセンター

1 開会

2 あいさつ

3 来賓祝辞

上田市丸子地域自治センター長 谷仲 英彦 様

丸子まちづくり会議会長 下村 晴一 様

4 来賓紹介

5 長瀬地区会議規約 (案) について

6 議事

(1) 議長の選出

(2) 設立総会の成立 (代議員総数 人、出席代議員 人 (うち委任状 人))

(3) 第 1 号議案 平成 28 年度 長瀬地区会議の役員 (案) について

(4) 第 2 号議案 平成 28 年度 長瀬地区会議事業計画 (案) について

(5) 第 3 号議案 平成 28 年度 長瀬地区会議予算 (案) について

7 役員自己紹介

8 閉会

長瀬地区会議規約—(案)—

第1章 総則

(設置)

第1条 本地区区会議は、「丸子まちづくり会議」規約第6条第2項の規定により設置する。

(名称)

第2条 本地区区会議は、長瀬地区会議（以下「地区会議」という。）と称する。

(目的)

第3条 地区会議は、長瀬地域における市民が身近な課題を自主的に解決し、地域の個性や特性を活かして自立的にまちづくりを行うことを目的とする。

(区域)

第4条 地区会議の区域は、長瀬地域の範囲とする。

(事業)

第5条 地区会議は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域振興、地域課題に関する事業
- (2) 住民、各種団体の交流又は連携に関する事業
- (3) 地域要望に関する事業
- (4) 地域内の団体育成に関する事業
- (5) 地域まちづくり計画の策定に関する事業
- (6) その他地域づくりに関する事業

(会員)

第6条 地区会議の会員は、長瀬地域の住民及び各種団体とする。

(組織)

第7条 地区会議は、総会及び理事会で構成する。

- 2 部会は、必要に応じて置くことができる。
- 3 地区会議に監事を置く。

第2章 役員

(役員の種類別)

第8条 地区会議に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長とする。

(役員を選出)

第9条 会長及び副会長は、理事の互選により選任する。

- 2 役員を選出方法については、別に定める。

(顧問の設置)

第10条 地区会議に、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、地区会議において意見を述べることができる。

(役員等の決定)

第11条 地区会議の役員は、総会に諮り決定する。

2 会計及び顧問並びに後任役員は、理事会にて承認する。

(役員職務)

第12条 地区会議の役員は、次の職務にあたる。

(1) 会長は、地区会議を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(3) 理事は、地区会議で意見を述べ調整する。

(4) 監事は、地区会議の会計及び業務の執行を監査する。

(役員任期)

第13条 地区会議の役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 後任により承認された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 総会

(総会種別)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会構成)

第15条 総会は、地区会議及び団体から選出された代議員をもって構成する。

2 代議員は、役員を兼務することができない。

3 代議員の選出については、別に定める。

(総会開催)

第16条 通常総会は年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 代議員の3分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったとき

(総会招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、速やかに臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示して、総会の5日前までに通知しなければならない。

(総会定足数)

第18条 総会は代議員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(総会議長)

第19条 総会の議長は出席した代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第21条 総会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算の承認に関すること。
- (3) 規約の改廃の決定に関すること。
- (4) 役員に関すること。
- (5) その他必要と思われる事項に関すること。

(総会の公開)

第22条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2 会員は、総会を傍聴することができる。

第4章 理事会

(理事会の構成)

第23条 理事会は、理事と顧問で構成する。

(理事会の招集と議長)

第24条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の審議事項)

第25条 役員会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の議決)

第26条 理事会の議事は出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第5章 会計及び監査

(経費)

第27条 地区会議の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第28条 地区会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第29条 地区会議は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 会員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限りこの閲覧を認めなければならない。

(監査)

第30条 監事は、監査を実施しその結果を理事会及び総会に報告する。

(役員手当)

第31条 地区会議の役員手当は、別に定める。

第6章 その他

(全体協議会)

第32条 会長は全体協議会を設け、必要な報告等を行うことができる。

(委任)

第33条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

附 則

1 この規約は、平成28年11月28日から施行する。

2 長瀬地区会議の設立時の役員等は、第13条第1項の規定に関わらず、平成29年3月31日までとする。

第1号議案

丸子まちづくり会議

長瀬地区会議 役員 一覧

任期 ~至 平成29年3月31日

	役職名	氏名	団体
1	会長	池内 紀男	町組 自治会長
2	副会長	手塚 甲子雄	上長瀬 自治会長
3	〃	久保田 和英	下長瀬 自治会長
4	理事	金子 健一	上長瀬 副自治会長
5	〃	西島 正幸	町組 副自治会長
6	〃	大森 正夫	下長瀬 副自治会長
7	〃	池内 洋夫	民生児童委員
8	〃	池内 三恵子	健康推進委員
9	〃	中牧 純一	消防団丸子第5分団
10	〃	児玉 美奈子	丸子北中学校PTA
11	監事	小相沢 清人	金井 組長
12	〃	白井 一八	権現 自治会長

	会計	手塚 甲子雄	上長瀬 自治会長
	顧問	久保田 由夫	上田市議会議員

第2号議案

平成28年度 長瀬地区会議 事業計画（案）

1 長瀬地区まちづくり計画の策定

長瀬地域の課題を解決し、特色を生かしたまちづくりを推進するため、住民アンケートの結果等を踏まえ、事業計画などを盛り込んだ長瀬地区まちづくり計画を策定します。

2 住民への啓発

長瀬地区会議の活動状況を住民にお知らせして理解と協力を求めます。

第3号議案

平成28年度 長瀬地区会議予算書(案)

収入総額	500,000	円
支出総額	500,000	円
差引金額	0	円

(収入の部)

(単位:円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較	摘要
交付金	500,000	0	500,000	本会からの交付金
合計	500,000	0	500,000	

(支出の部)

(単位:円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較	内容
運営費	200,000	0	200,000	会議費、人件費など
活動費	290,000	0	290,000	
予備費	10,000	0	10,000	
合計	500,000	0	500,000	

